

町県民税・所得税など

申告期間は2月16日(火)～3月15日(月)です

今年も確定申告の時期が近づいてきましたが、準備はいかがでしょうか。毎年、申告期限間際になると窓口が大変混雑しますので、申告と納税はお早めをお願いします。

なお、所得税還付申告の方は、2月15日(月)以前でも税務署に申告書を提出できます。

申告相談・申告受付会場

会場	受付期間	時間	備考
湯河原町役場 第2庁舎3階会議室	2月16日(火)～3月15日(月) 土日を除く	9:00～11:30 13:00～15:30	2月21日(日)は実施
小田原税務署	2月16日(火)～3月15日(月) 土日を除く	8:30～17:00	2月21日(日)・28日(日)は実施
青色会館5階大ホール (旧県合同庁舎)	2月1日(月)～3月15日(月) 土日なども実施	9:00～16:30	

所得税の確定申告が必要な方

確定申告は、1年間の所得と税額を申告し納税するもので、次のような方は申告が必要です。

- ①事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- ②給与収入金額が2,000万円を超える方
- ③給与所得がある方で、給与以外の所得が20万円を超える方
- ④給与を2か所以上から受けている方
- ⑤年末調整の扶養控除などに誤りがある方
- ⑥不動産やゴルフ会員権などの資産を譲渡した方

⑦公的年金のみの方で、その所得金額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

なお、次の内容の申告については、湯河原町役場では受付できません。小田原税務署で行ってください。

※**新規の事業(営業・不動産)の方、または収支内訳書のない方**

※**住宅借入金等特別控除を初めて受ける方**

※**源泉徴収票がなく、所得税の差引きの申告を行う方**

※**譲渡所得、青色申告、損失申告、過年度の申告及び修正申告を行う方**

町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をする必要がない方であっても、平成22年1月1日現在、町内に住所などがある方で、次に該当する方は町県民税の申告が必要となります。

なお、町県民税の申告書は、前年の課税を基に、申告が必要と思われる方にあらかじめ郵送します。

- ①平成21年中に、金額の多少にかかわらず所得のあった方(給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は除く。)

②給与所得者で給与以外の所得があった方

③所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方

④税法上、扶養親族になっていない方(平成21年中に全く収入がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険料・介護保険料の算定、児童手当支給の際などの資料となりますので申告をお願いします。)

申告に必要なもの

- ①申告書
- ②印鑑
- ③平成21年中の所得を証明するもの(源泉徴収票・収支内訳書など)
- ④生命保険料・地震保険料などの支払証明書

⑤国民健康保険料・介護保険料などの納付額が確認できるもの

⑥医療費控除を受ける場合は、平成21年中の領収書(医療機関ごとに集計しておいてください。)